

令和3年12月

伊那市議会定例会議案書

令和3年11月26日

令和3年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	伊那市過疎地域持続的発展計画の策定について……………	3
議案第2号	財産（土地）の取得について……………	4
議案第3号	財産（土地）の取得について……………	5
議案第4号	公の施設の指定管理者の指定について……………	7
議案第5号	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	14
議案第6号	伊那市保育園条例の一部を改正する条例……………	16
議案第7号	伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	17
議案第8号	令和3年度伊那市一般会計第7回補正予算について……………	18
議案第9号	令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算 について……………	19
議案第10号	令和3年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	20
議案第11号	令和3年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算に ついて……………	21
議案第12号	令和3年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	22
議案第13号	令和3年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………	23

伊那市過疎地域持続的発展計画の策定について

伊那市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市過疎地域持続的発展計画を策定するため、提案するものであります。

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 地番 | 伊那市西箕輪7130番3 |
| 2 | 地目 | 宅地 |
| 3 | 地積 | 6,202.80平方メートル |
| 4 | 取得予定価格 | 89,940,600円 |
| 5 | 相手方 | 愛知県安城市三河安城町2丁目20番地1
日本モールド工業株式会社
代表取締役 石原 昭 |

令和3年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

大萱産業適地の産業用地として取得するため、提案するものであります。

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|-----------------------|------------------|
| 1 | 地番 | 伊那市西箕輪2148番157 | ほか6筆
(別記のとおり) |
| 2 | 地目 | 畑 | |
| 3 | 地積 | 17,161.44 | 平方メートル |
| 4 | 取得予定価格 | 64,012,167 | 円 |
| 5 | 相手方 | 伊那市西箕輪1783番地
白鳥 政美 | ほか4人
(別記のとおり) |

令和3年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那インター工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。

(別記)

取得する財産（土地）の一覧

地番	地目	地積(m ²)	相手方	
			住所	氏名
伊那市西箕輪2148番157	畑	1,026.07	伊那市西箕輪1783番地	白鳥 政美
伊那市西箕輪2148番154	畑	3,292.56	伊那市西箕輪2106番地1	赤沼 悟史
伊那市西箕輪2148番22	畑	3,595.06	伊那市西箕輪1997番地	清水 芳利
伊那市西箕輪2148番155	畑	2,280.90	伊那市西箕輪2003番地2	清水 勇
伊那市西箕輪2148番6	畑	2,460.33	伊那市西箕輪2003番地2	清水 勇
伊那市西箕輪2148番156	畑	1,642.59	伊那市西箕輪1934番地3	原 幸利
伊那市西箕輪2148番5	畑	2,863.93	伊那市西箕輪1934番地3	原 幸利
合計	7筆	17,161.44		

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 市営駐車場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市駅前駐車場	伊那電装株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
中央駐車場	伊那電装株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
中央第2駐車場	伊那電装株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
通り町駐車場	伊那電装株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
山寺駐車場	伊那電装株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
再開発ビル駐車場	伊那電装株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
竜東駐車場	伊那電装株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

2 老人福祉センター等

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市高遠町老人福祉センター	一般財団法人伊那市振興公社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
伊那市高遠町高齢者生きがいセンター	一般財団法人伊那市振興公社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

3 林業生活環境施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
御園地域交流センター	御園区	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで

4 公営住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
若宮団地	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
日影団地	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
山本町団地	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

5 その他の住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
二番郭内住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
五番住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
多町住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
相生住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
メゾン瀬戸	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
御堂垣外住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
荒町住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
小原上住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
小原中住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
山室住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
板山住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
小原北特賃住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
瀬戸特賃住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

小原南後継者定住住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
小原南住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
小原南特賃住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
的場住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
東高遠住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
塩供住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
市野瀬定住促進住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
非特定住促進住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
非持住宅	長野県住宅供給公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

6 野球場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那スタジアム	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
伊那市営野球場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

7 運動場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
富士塚スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
美すずスポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
伊那西運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
東原スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
陸上競技場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

高遠スポーツ公園総合運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
高遠スポーツ公園河川グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
長藤運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
河南運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
伊那里グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
長谷総合グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

8 庭球場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
センターテニスコート	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
第2庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
サンビレッジ庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

9 マレットゴルフ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
花の丘マレットゴルフ場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

10 体育館

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市民体育館	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
サンビレッジ体育館	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
高遠スポーツ公園文化体育館	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

1 1 武道館

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市武道館	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

1 2 屋内運動場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那公園屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
高遠町屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
ほりでいドーム	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

1 3 キャンプ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
千代田湖キャンプ場	特定非営利活動法人 Nature Service	令和 4年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

1 4 介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
和手下いきいき交流施設	和手下常会	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
上山田いきいき交流施設	上山田区	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
下村いきいき交流施設	下村	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
下小出いきいき交流施設	下小出	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
野口いきいき交流施設	野口区	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
上島いきいき交流施設	小出島区	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
境いきいき交流施設	境区	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
木裏原いきいき交流施設	木裏原区	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
四日市場いきいき交流施設	四日市場	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

湯戸いきいき交流施設	湯戸常会	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
柳沢いきいき交流施設	柳沢町	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
上川手いきいき交流施設	上川手区	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
城いきいき交流施設	城	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
川北町いきいき交流施設	川北町	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
高尾町いきいき交流施設	高尾町	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
下中島いきいき交流施設	下中島常会	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
池いきいき交流施設	池常会	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
羽根いきいき交流施設	北羽根常会	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
南小出いきいき交流施設	南小出	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
御堂いきいき交流施設	南郷村	令和 4年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
白沢いきいき交流施設	白沢	令和 4年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
桑田いきいき交流施設	桑田村	令和 4年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
北和田いきいき交流施設	北和田組	令和 4年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで

1 5 伊那市防災コミュニティセンター

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市防災コミュニティセンター	一般財団法人伊那市振興公社	令和 4年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

令和3年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例
の一部を改正する条例

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 産業振興促進区域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域をいう。

第 3 条を次のように改める。

（産業振興促進区域における課税免除）

第 3 条 産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 2 項の規定による公示の日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間内に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）第 1 条第 1 号イに規定する特別償却設備（以下「過疎地域特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者については、当該過疎地域特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地にあっては、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課すべき固定資産税は、新たに課することになった年度から 3 年度分に限り課税を免除するものとする。

第 5 条中「起算して 5 年以内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前にこの条例による改正前の伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例第 3 条第 1 項に規定する課税免除の対象設備等を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例（平成 18 年伊那市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

新山保育園	伊那市富県 5 2 3 番地	4 0
-------	----------------	-----

」を

「

新山保育園	伊那市富県 5 2 3 番地 1	4 0
-------	------------------	-----

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

新山保育園の新築に伴い、位置の規定を改正するため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険条例（平成18年伊那市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

令和3年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

出産育児一時金の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和 3 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和3年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白鳥 孝